



つとむ 務
うりゅう 瓜生

日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門
シニアマネジャー

金融庁は、「コーポレートガバナンス・コード」の改訂案を2021年4月6日に公表した。本コードは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則（基本原則、原則、補充原則）が取りまとめられており、15年から運用され、21年6月に次の改訂が予定されている。今回、本コードの改訂のポイントを「サステナビリティ」の観点から2つ紹介するとともに、企業において何を考えるべきかについての視点を提供する。

1つ目は、サステナビリティを巡る課題への対応に関する視点の変化である。原則2-13において、「上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである」とされている。これまでの補充原則（2-13①）では、サステナビリティに関して具体的な事例がなかったが、改訂案では、気候変動、人権、取引先との公正・適正な取引等、サステナビリティに関する具体的な事例が追加され、明確化された。また、「サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識」と記された。これを踏まえ、企業においては、サステナビリティ課題を「リスク」だけでなく「機会」としても認識し、積極的に取り組むことが求められるだろう。

もう1つは、補充原則（3-1③）で示される、サステナビリティについての取り組みに関する適切な情報開示である。特に「プライム市場」

の上場企業においては、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）、または、それと同等の気候関連開示の質と量の充実が求められる。「プライム市場」の上場企業において、TCFDに関する理解及びその対応についての検討が必要である。

東京証券取引所では、現在「市場第一部」「市場第二部」「マザーズ」「JASDAQ」の4つの市場を運営しているが、22年4月より新たな市場区分「プライム市場」「スタンダード市場」「グロース市場」の3つの新たな市場区分に再編予定である。新たな市場区分においても、本コードが適用される見込みである。例えば、「プライム市場」「スタンダード市場」の上場会社は、基本原則、原則、補充原則の

コーポレートガバナンス・コードの改訂案公開、サステナビリティ対応がより求められる時代に

全てに関して実施するか、実施しない場合はその理由をコーポレートガバナンス報告書において説明することが求められる見込みである。これは、上述したサステナビリティに関する取り組みについても同様である。

また、本コードの改訂案とともに「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂案が金融庁より公表された。

本ガイドラインでは、取締役会の下または経営陣の側に、サステナビリティに関する委員会を設置するなど、サステナビリティ

に関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組みの整備状況についての確認が追加された。サステナビリティ委員会を設置している企業は、上場自動車企業売上高上位8社中4社であり、その他、CSR委員会の設置を数社が行う等、一定程度の取り組みは進んでいる。その一方で、これらの会議体の開催頻度は、情報公開している6社中4社が年に1-2回の開催にとどまっている（ともに筆者調べ）。企業における経営戦略・経営計画の検討の際に、その検討のベースとなるサステナビリティに関する議論の場が十分かどうかについても検討の余地があるのではないだろうか。

（次回は6月7日付に掲載します）